

4 その他特記事項

- (1) 業務遂行にあたっては、責任者・担当者を明らかにし、本県と密に連絡を取りながら協議を進め、誠実に履行すること。
- (2) 本業務を通じて知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、本県と受託者が協議してこれを定めるものとする。